

平成 31 年度 県単
松本空港施設機能強化に係る概略検討委託業務
仕 様 書

2019 年 3 月

長野県企画振興部交通政策課
松本空港利活用・国際化推進室

1 適用業務

本仕様書は、長野県企画振興部交通政策課松本空港利活用・国際化推進室が施行する「平成31年度 県単 松本空港施設機能強化に係る概略検討委託業務」に適用する。

2 委託期間

契約日から2019年10月25日までとする。

なお、履行期間中における土、日、祝日を休日として設定している。

3 業務目的

2016年6月に「信州まつもと空港の発展・国際化に向けた取組方針」を策定し、2018年度までの「テイクオフ」期に取組方針に基づき取組んだ結果、新規路線となる札幌（丘珠）線の運航、国際チャーター便の就航等、着実に成果を上げてきた。一方で、施設面、運用面での課題も明らかになってきているところである。

今回、現在の課題を整理し、更なる空港の発展・国際化の実現を見据え、利用者の利便性向上及び観光・賑わいの拠点として、適切な空港施設の機能強化に向けた空港施設全体についての検討を行うもの。

4 調査内容

(1) 国際線対応旅客ターミナルビル基本計画

ア 基本条件の整理

(ア) 現状施設の把握

現状施設の規模、電気容量などの設備容量、建築基準法等現法への適用状況、及び計画用地の埋設管などの状況を把握する。

(イ) 施設利用状況の把握

各事業者・機関等の利用状況を把握する。

(ウ) 空港周辺施設の状況把握

空港周辺施設及び実施されている催しの状況を把握する。

(エ) 法令、計画等の位置づけ

法令や各種計画、取組方針等における空港の規制、位置づけを整理する。

(オ) 既存施設の課題

(ア)～(エ)を踏まえ、現時点における既存施設の課題について整理し、空港施設の機能強化の必要性を判断する。

参考：他空港の状況整理

同程度の地方管理空港における施設整備状況、運営方法の把握

(コンセッション、飛行機利用者以外の誘客手法 等)

イ 施設規模の設定

(ア) 対象旅客数の設定

取組方針実現後の就航機材及び仮想ダイヤによりピーク時旅客数を設定し、規模算定の条件と

する。

(イ) 施設規模の算出

施設整備計画のための規模を算出する。

(ウ) 関係機関の要望把握・整理

a CIQ 関係機関（税関、入管、検疫、動検、植防）

必要とする施設（検査ブース数、諸室規模）について規模、整備根拠、開港手続き等について整理する。

b 航空会社等（航空会社、ハンドリング会社、旅行会社等）

各機関にヒアリングを行い、必要とする施設、設備について整理を行う。

(エ) 観光・賑わいの拠点としての施設の整理

a 航空機利用者の利便性を向上する施設・設備について検討を行い、設置の要件、運用の課題を整理する。

b 送迎や周辺施設を目的に来た者等にとって有用な施設・設備について検討を行い、設置の要件、運用の課題を整理する。

ウ 計画案の検討

(ア) 平面・断面計画案の作成

ビル用地の制約条件、ア、イの結果を踏まえ、平面・断面計画を行う。案としては以下を想定する。

それぞれ、ターミナルビルを含めた既存施設の活用も踏まえたものについても検討する。

a 既存国内線ビル分棟案

国内線ビルと機能分離した案（既存ビル北側建設案と南側建設案、それぞれについて検討）

b 既存国内線ビル合築案（国内線ビル改修案）

国内線ビルと合築し、機能の一部を利用した案（a と同じ）

c 既存国内線ビル機能拡充検討

国際線整備の併せ、国内線ビル機能の拡充案を作成する

(イ) 法的事項の調査

上記（ア）の計画案の法的課題について、特定行政庁及び所轄消防署へヒアリングを行い整理する。

特に、既存遡及について法的見解を確認する。

(ウ) 各計画案の評価

各計画案を以下の点から評価を行い基本となる案を選定する。

a 旅客動線（国内線と国際線を同時に受け入れることが可能な動線の確保）

b セキュリティ

c サービスレベル（施設規模の充足度）

d 基本施設（エプロン、カーブサイド等）整備との関係

e 経済性（イニシャルコスト、ランニングコスト）

f 既存施設への影響

g その他（空港周辺施設との一体的な活用）

エ 課題の整理

選定された基本案に対して、基本設計を行うにあたっての課題の整理と概略工事費及び工程表を作成する。

オ 維持保全の整理

既存国内線ビルの建築、設備の保全検討を実施し、建築本体及び設備的に保全の必要性について整理する。

(2) エプロン拡張に係る概略検討

ア エプロン拡張の必要性の検討

上記4(1)ウ及び既設エプロン及び誘導路の改良の検討、臨時ヘリスポット、臨時ヘリパッドへの影響を踏まえ、エプロン拡張の必要性を判断する。

イ エプロン拡張の検討

隣接するエプロン、臨時ヘリスポット、臨時ヘリパッドの運用への影響を踏まえ、拡張案の検討を行う。

(ア) エプロン拡張の検討

- a 国際線対応旅客ターミナルビルの基本計画に対するエプロン拡張案の抽出及び課題整理
- b 平面縦横断設計
- c 舗装構造設計
- d 課題整理
- e 概算工事費の算出
- f 比較検討

(イ) 隣接するエプロンに与える影響調査及び対策

- a エプロン拡張の検討で抽出した案に対して、隣接するエプロンの運用に与える影響を調査
- b 対策案の抽出及び課題の整理
- c 平面縦横断設計
- d 概算工事費の算出

(ウ) 臨時ヘリスポットに与える影響調査及び対策

- a エプロン拡張の検討で抽出した案に対して、新たな臨時ヘリスポットの設置案の検討
- b 設置案に対する課題の整理
- c 平面縦横断設計
- d 概算工事費の算出

(エ) 臨時ヘリパッドに与える影響調査及び対策

- a エプロン拡張の検討で抽出した案に対して、臨時ヘリパッドの運用に与える影響を調査
- b 対策案の抽出及び課題の整理
- c 平面縦横断設計
- d 概算工事費の算出

(オ) 誘導路に与える影響調査及び対策

- a エプロン拡張の検討で抽出した案に対して、誘導路の運用に与える影響を調査
 - b 対策案の抽出及び課題の整理
 - c 平面縦横断設計
 - d 概算工事費の算出
- (カ) その他必要な検討及び対策
- a 各検討事項のほか、空港の運用面及び管理面を考慮し、必要と判断できる事項の整理及び対策案の抽出
 - b 平面縦横断設計
 - c 概算工事費の算出
- (キ) 総合検討
- 各検討項目を整理し、経済性、利便性、施工性、隣接エプロン等への影響、環境への影響、維持管理性、将来の再拡張への対応性等を勘案し、最善の対策案の決定及び概略工程表を作成する。
- ウ 航空灯火・エプロン照明灯検討
- エプロン拡張に伴う航空灯火等の対応について概略検討を行う。
- (ア) 灯火配置配線の検討
- a 航空灯火の規格選定（誘導路灯、誘導路中心線灯、その他必要な灯火）
 - b 航空灯火の配置の検討
 - c 配線布設方法と経路の検討
 - d 管路布設方法の検討
- (イ) 灯火設置方法の検討
- a 航空灯火の設置方法の検討（地上型、埋込型）
 - b 舗装工事との関連性の検討
- (ウ) 負荷容量の検討
- a CCT 負荷容量計算書の作成
 - b 電源設備負荷容量計算書の作成（灯火、エプロン照明含む）
 - c 予備発電設備負荷容量計算書の作成
 - d 電源設備改良の検討（灯火、エプロン照明含む）
- (エ) 灯火切替方法の検討
- a 灯火仮設の必要性検討
 - b 舗装工事との関連性の検討
 - c 運用に与える影響の検討
- (オ) エプロン照明の検討
- a エプロン照明方式の検討（照度、均斉度、投光器、昇降方式）
 - b エプロン照明灯柱の配置検討（灯柱、基礎、制御盤等）
 - c エプロン照明灯柱の高さ検討（制限表面等）
 - d エプロン照明灯柱基礎の概略構造検討
 - e 既設エプロン照明灯柱・基礎の構造確認
 - f 防護柵の検討
- (カ) 幹線ダクト・マンホールの検討

- a 用途・条数の検討
- b 配置検討
- c 地下埋設物との関連性検討（縦横断検討）
- d 既設幹線ダクトとの接続検討
- e マンホール追加の検討

(キ) 監視制御設備改良の検討

- a エプロン形状変更等への対応検討
- b 電源設備負荷容量変更への対応検討
- c エプロン照明監視制御設備改良の検討
- d I T Vカメラ設置位置の変更及び追加の検討

(ク) 概算工事費の検討

- a 設置、仮設、撤去、改良及び調整等に要する概算事業費の算出

(ケ) 工程計画

- a 工事発注、材料・製造発注、施工、試験、検査等に係る工程検討
- b 舗装工事工程との関連性と課題の抽出

5 全体計画

今回の計画案を踏まえ、格納庫、航空貨物ターミナル、レンタカープールの配置スペースなど、将来的な空港配置全体を俯瞰した課題整理、整備計画素案、その課題解決に必要な空港施設の配置イメージ図を作成する。

6 業務打合せ

期間中の業務打合せは、当初、完了前、定期（月1回）の計8回を予定しているが、必要に応じてその都度監督員と協議し、実施するものとする。

業務打合せには、内容に応じCIQ各機関、航空会社等関係機関も参加できるものとする。

また、業務実施に先立ち、検討条件等について、監督員と十分打合せを行うものとする。

7 中間報告

国際線対応旅客ターミナルビル基本計画について、7月26日（金）までに計画案を提出するものとする。

8 成果品

本業務における成果品は、原則として電子納品によるものとする。

(1) 電子納品とは、報告書、図面、写真、測定データ等全ての最終成果を「土木設計業務等の電子納品要領」に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し、納品するものである。なお、電子化の対象書類等詳細については、別紙「電子納品及び情報共有に係る実施要領」によるとともに、監督員と協議するものとする。

(2) 成果品は、要領に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で3部提出するものとする。なお、要領に記載がない項目の電子納品については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(3) 受託者は、紙納品による成果品を次のとおり作成し、提出するものとする。

- ・ 調査報告書 3部 (A4版、県指定のファイル綴じ)

9 その他

- (1) 監督員及び関係機関との打合せ事項は、毎回遅滞なく打合せ記録簿を書面にて作成・提出する。
- (2) 受託者は、業務上知り得た情報を発注者の了解を得ずに第三者に漏洩してはならない。
- (3) 業務上の疑義等が生じた際には、速やかに監督員に報告するとともに、その都度監督員と協議の上決定するものとする。